

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。

- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 8 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

■ 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■ 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 9 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 3 0 日から 令和 7 年 6 月 6 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 3 0 日 午前 9 時 5 0 分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 1 1 日から 令和 7 年 6 月 1 8 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 9 日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5,810,000 4,648,000	一括	1,162,000	46,106	12,041
1	1,980,000				
2	3,830,000				



物 件 目 録

1 所 在 旭川市末広六条六丁目
地 番 3 3 5 番 1 0 1
地 目 宅地
地 積 2 6 2 . 5 3 平方メートル

2 所 在 旭川市末広六条六丁目 3 3 5 番地 1 0 1
家屋 番号 3 3 5 番 1 0 1
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 8 5 . 8 6 平方メートル
2 階 5 2 . 9 2 平方メートル

(現況)

床 面 積 2 階 約 5 6 . 1 6 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根平
家建
床 面 積 5 3 . 3 2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 4月 11日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）

物 件 目 録

1 所 在 旭川市末広六条六丁目
 地 番 3 3 5 番 1 0 1
 地 目 宅地
 地 積 2 6 2 . 5 3 平方メートル

2 所 在 旭川市末広六条六丁目 3 3 5 番地 1 0 1
 家屋 番号 3 3 5 番 1 0 1
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 8 5 . 8 6 平方メートル
 2 階 5 2 . 9 2 平方メートル

(現況)

床 面 積 2 階 約 5 6 . 1 6 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
 種 類 車庫
 構 造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根平
 家建
 床 面 積 5 3 . 3 2 平方メートル



令和 7年(ケ)第 3号
令和 7年 3月 7日受理
令和 7年 4月 2日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 旭川市末広六条六丁目
地 番 335番101
地 目 宅地
地 積 262.53平方メートル

2 所 在 旭川市末広六条六丁目 335番地101

家屋 番号 335番101

種 類 居宅

構 造 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 85.86平方メートル
2階 52.92平方メートル(延床面積) 56 m².16)

(附属建物)

符 号 1

種 類 車庫

構 造 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸屋根平
家建

床 面 積 53.32平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	旭川市末広6条6丁目5番16号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 2階 約56.16平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居(空家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

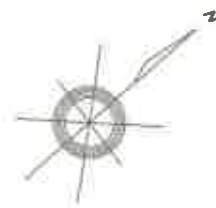
その他の事項

- 1 本件土地には、略南角に境界標（石）が存在したので、同点を基点にして実地に概測したところ、本件土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、略南東側で接面する市道よりもやや高く位置しているが、隣接する各土地とはほぼ等高に接している。
なお、本件土地は、専ら本件土地の敷地として利用されている。
- 3 本件土地には、コンクリートブロック塀及び門柱1基が存在する（土地建物位置関係図のとおり）。
- 4 本件建物1階の洋室1の出窓付近の床に結露が原因と思われる汚損が見られる。
- 5 本件建物2階にベランダが2箇所（合計約4.05平方メートル）存在するが、その構造から本件建物の床面積には算入していない。
- 6 本件建物の2階のホール及び洋室4にかけて、増床（約3.24平方メートル）されていた。
- 7 所有者によれば、本件建物は昨年11月以降空家の状態であり、上下水道、電気等の設備について動作確認をすることができなかったことから、実際に稼働するかどうかは不明である。
- 8 附属建物（車庫）のシャッター部分が、経年劣化等により損傷しているのが確認された。
- 9 本件建物及び附属建物は、上記のほかにも、内外部共に経年相当の劣化が存在するものと思われる。
- 10 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

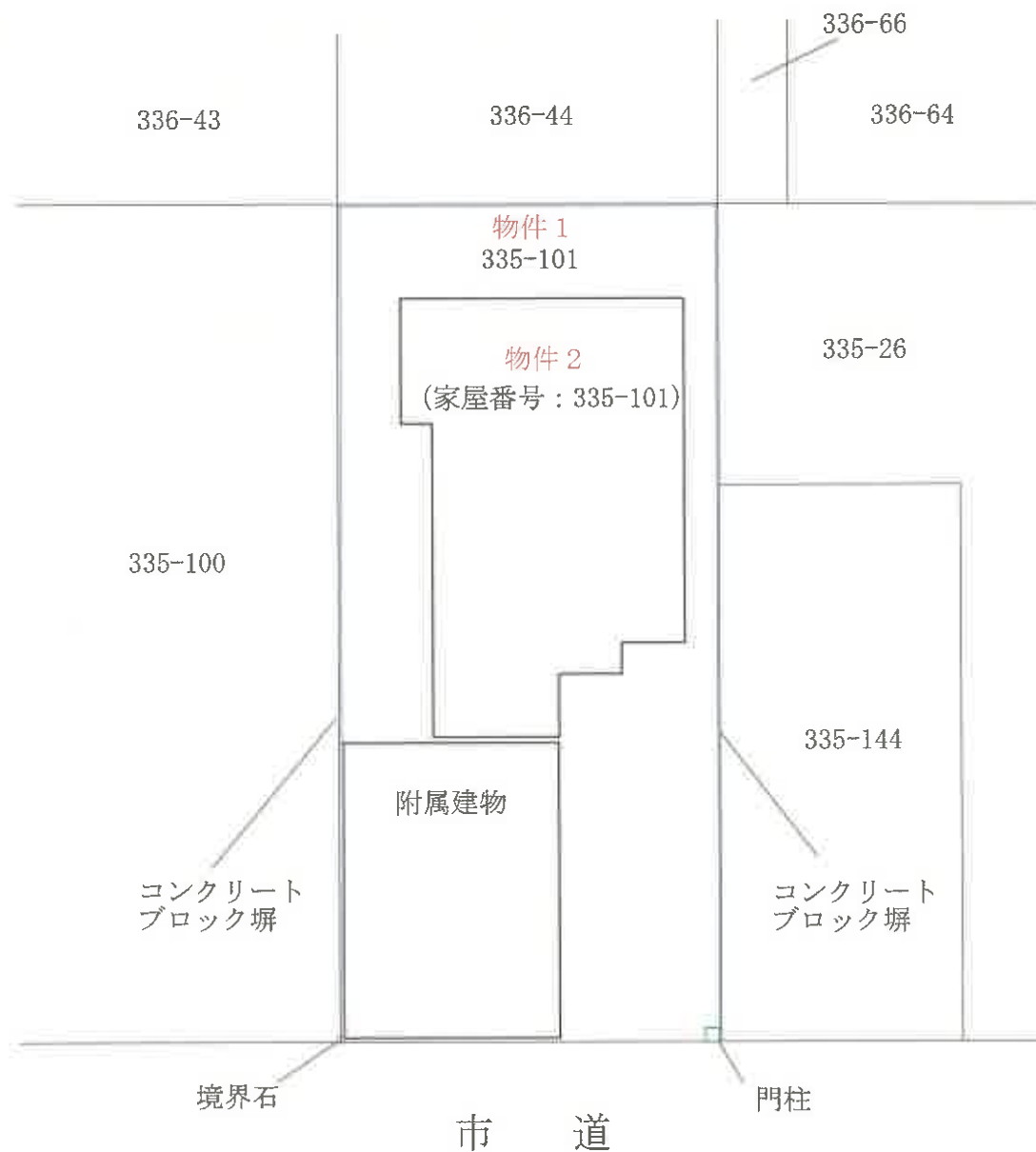
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 本件土地の境界でトラブルになっていることはありません。 2 本件建物は、昨年の11月頃まで私の両親が住んでいましたが、父親が亡くなり、母親も施設に入ったため、それ以降は誰も住んでおらず、現在は空家の状態です。 3 現在積雪により目視では確認できませんが、市道に接面する部分を除いて本件土地の周りにはコンクリートブロック塀があります。 4 本件建物は、購入時(平成24年当時)大規模なリフォームをしており、その際に間取りもかなり変更しています。
■ 隣地(本件土地の北東側)の建物の住人	1 本件建物のベランダ付近の雪が落下して、私の家の外壁が凹んだことがあります。 2 定期的に雪下ろしをしないと、積雪が凍って重たい雪の塊となって、私の建物にぶつかるので、気を付けて欲しいです。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年3月8日 (土) 11:00-11:30	物件所在地	土地調査、写真撮影、関係人不在
7年3月10日 (月) 8:20-8:35	執行官室	所有者 A から事情聴取、本件建物の鍵の借用依頼 (電話)
7年3月10日 (月) 18:50-18:55	所有者 A 宅 (旭川市末広 2-7)	本件建物の鍵を受領
7年3月17日 (月) 12:45-14:45	物件所在地	立入調査、写真撮影、立会人 B 立会
7年3月17日 (月) 16:00-16:20	旭川市役所固定資産係	税務資料 (建物間取図) 取得
7年3月19日 (水) 18:45-18:50	所有者 A 宅 (旭川市末広 2-7)	本件建物の鍵を返還
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 3 月 1 7 日 本件建物は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち会わせ、事前に所有者 A から借り受けた鍵を用いて解錠して本件建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

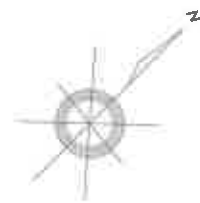
土地建物位置関係図



約1 : 200



建 物 間 取 図



約1 : 100



1 階



: 増床部分

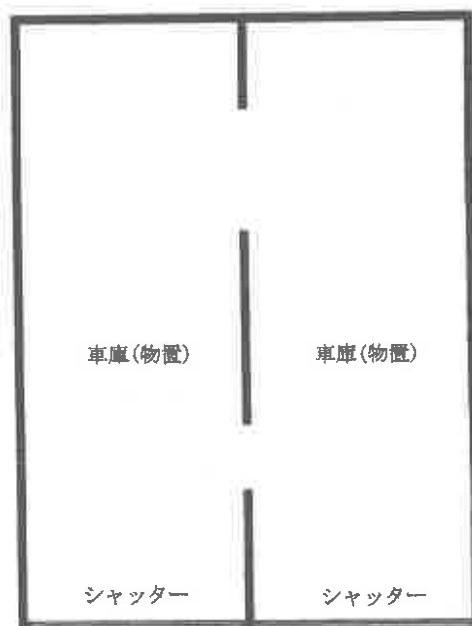
2 階

(7 枚目)

建物間取図



約1:100



附属建物

1



本件建物の外観、本件土地の形状、附属建物（車庫）

2



本件建物の外観、本件土地の形状、附属建物（車庫）

3



1 階居間・食堂

4



1 階台所

5



1 階洗面台

6



1 階ユーティリティ

7



1 階浴室

8



1 階洋室 1

9



1 階洋室 1 の出窓付近の床の汚損状況

10



1 階洋室 2

11



2階洋室3

12



2階洋室3

13



2 階洋室 4

14



2 階洋室 5

15



2 階増床部分のホールの状況

16



ベランダの状況（2 階洋室 5 から出入り可）

（ 16 枚目）

17



ベランダの状況（2階洋室4から出入り可）

18



附属建物（車庫）内部の状況



附属建物（車庫）内部の状況

令和7年(ケ)第3号
令和7年3月17日 現地調査
令和7年3月27日 評 価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

今 田 幹 丈 印

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 5,810,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1,980,000 円
物件 2 (建物)	金 3,830,000 円

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	旭川市末広6条6丁目 335番101 宅地 262.53㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積 符 種 構 造 床面積	旭川市末広6条6丁目 335番地101 335番101 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 85.86㎡ 2階 52.92㎡ 計 138.78㎡ (附属建物) 1 車庫 鉄筋コンクリート・コンクリートブロック造陸 屋根平家建 53.32㎡	2階約3.24㎡ の増床あり
番号	特記事項		
2	現況床面積は以下のとおりである。 1階 85.86㎡ 2階 約56.16㎡ 計 約142.02㎡		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR「新旭川」駅の北方・道路距離約 5.6 km。 最寄りバス停「末広 6 条 6 丁目」の北方・道路距離約 200m。 (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	「国道 12 号旭川新道」と小河川「ウップツ川」との間に所在し、一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第 1 種低層住居専用地域 50% 80% なし 建築物高さ制限 10m、景観計画区域
画 地 条 件	間口約 10.9m、奥行約 24mの長方形地。 隣接地とは何れもほぼ等高に接する。	
接面道路の状況	南東側有効幅員約 7m舗装市道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当）に土地全体としてはやや高く接面する。	
土地の利用状況等	本物件 2 建物等の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 あり 下 水 道 あり	
特 記 事 項	1. 敷地南側の境界石を確認の上、地積測量図等を基に概測した結果、ほぼ登記面積どおりと認められる。尚、正確な位置及び面積等については専門家による測量を要する。 2. 門柱 1 基及びコンクリートブロック塀がある。 3. 北東側隣接者によると、本件建物のベランダ付近の雪が落下したとのことであり、隣接建物外壁の一部にへコミが生じていた。 4. 本件土地周辺は「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当していないとのことである。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 : 昭和 53 年 7 月 30 日新築（増築年次不詳） 経 過 年 数 : 新築時から約 47 年 経済的残存耐用年数 : 約 10 年（リフォーム済みを考慮）
仕 様	構 造: 木造 2 階建 屋 根: 亜鉛メッキ鋼板 外 壁: サイディングボード貼り 内 壁: ビニールクロス等 天 井: ビニールクロス、化粧ボード等 床 : フローリング、塩ビシート等 設 備: 電気、給排水、衛生設備等 その他: 給湯器
床面積（現況）	第 3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途: 第 3 目的物件欄記載のとおり 間 取 り: 5 LDK
品 等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	1. 洋室 1 の出窓付近の床に結露跡による汚損がみられる。内部はリフォーム済み（平成 24 年頃）であるが、内外部共に経年相応の汚れや傷みが認められる。 2. 2 階にベランダが 2 か所（合計面積約 4.05 m ² ）があるが、その構造上から建物面積には算入しない。 3. 本件建物は空家につき、上下水道、電気等の設備について動作確認が出来ず、使用可能かどうかは不明である。 4. 本件建物は建築確認申請がなされ、工事完了検査済証の交付を受けている。 5. 附属建物（符号 1）の構造、床面積等は第 3 目的物件欄記載のとおりである。同建物のシャッターは経年劣化等により損傷している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ＝オ
1	20,000	1.00	262.53	0.90	4,726,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準、あるいは比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。尚、ブロック塀等は本価格において考慮した。

イ 個別格差：ない。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等から判定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

尚、附属建物についても上記と同様に評価し、主である建物価格に加算した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ＝エ
2	167,000	142.02	0.14	3,320,000
附属建物 (符号1)	50,000	53.32	0.10	267,000
計				3,587,000

ウ 現価率：（経済的残存耐用年数10年/経済的全耐用年数57年）×（1－0.20）≒0.14

附属建物については現況を考慮し、上記のとおり判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ＝ウ
1	4,726,000	0.40	法定地上権	1,890,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額（円） (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	4,726,000	-1,890,000	—	1.0	0.7	—	1,980,000
2	3,587,000	+1,890,000	—	1.0	0.7	—	3,830,000
一括価格（合計）							5,810,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：最近における中古住宅の需給動向を勘案した結果、修正を要しないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮し修正を行った。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 (旭川－38)

所 在： 旭川市末広5条7丁目292番222 「末広5条7-5-15」
価 格： 19,600円/㎡
位 置： JR「旭川」駅から道路距離約7.7kmに所在
価 格 時 点： 令和7年1月1日
地 積： 249㎡
供給処理施設： 水道、ガス、下水
接 面 街 路： 南東側8m舗装市道
用 途 指 定 等： 第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率80%）
地 域 の 概 要： 中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額「令和6年度」

物件1 3,493,749円
物件2 2,179,434円
392,980円（附属建物）

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。
決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



S = 1:10,000

目的物件

地価公示地

位置図

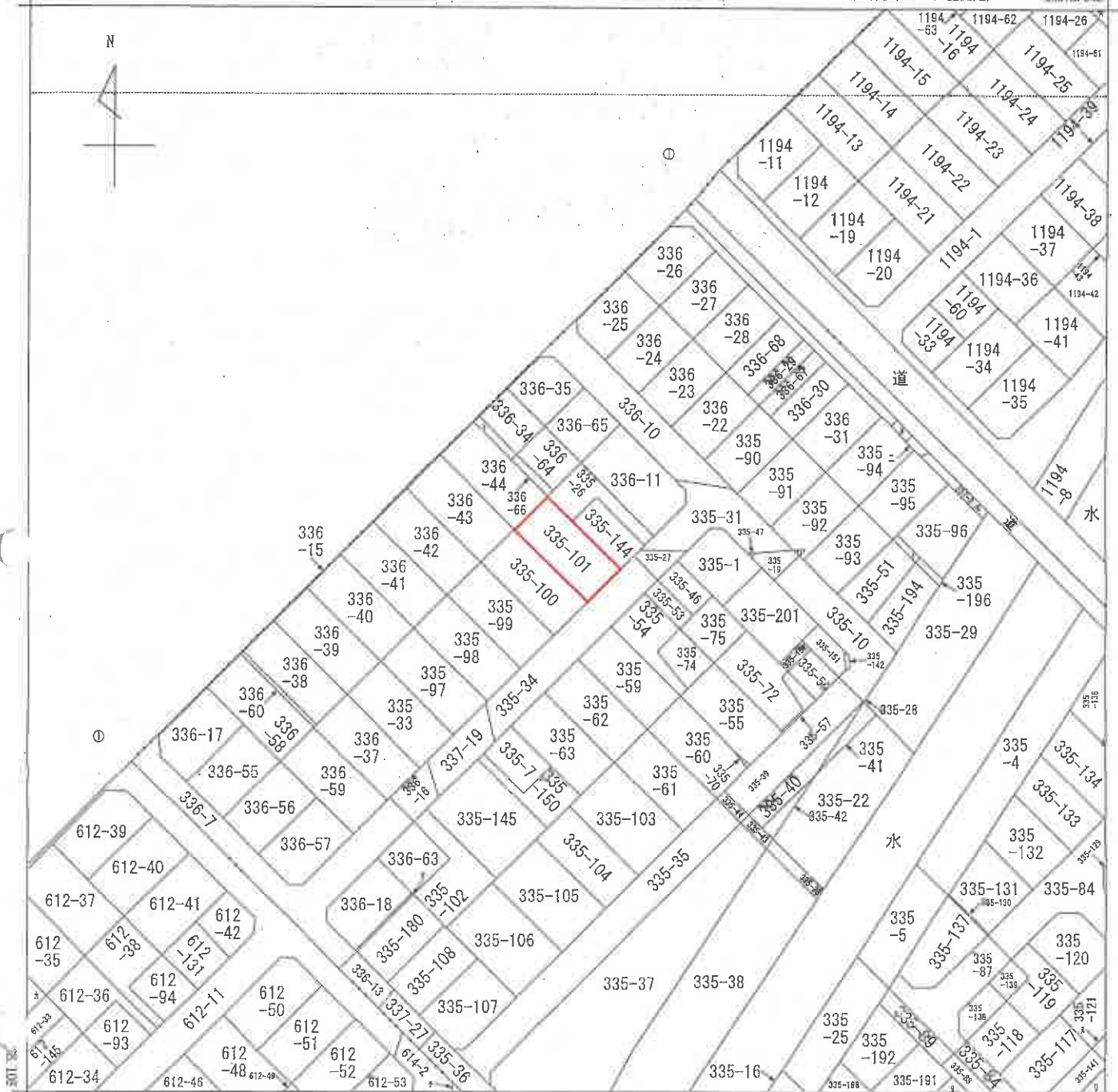
イ 335-195 335-32 ニ 335-77 336-12 ホ 336-19 1194-1 ト 336-45 613-8 ヌ 335-116 335-122 ヱ 335-135

(座標値種別：図上測定)

+10125.043

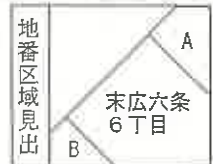
-20116.108

N



+10125.043

(座標値種別：図上測定)



A 末広六条 7
丁目
B 末広六条 5
丁目

請求部	所在	旭川市末広六条六丁目				地番	335番101			
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和39年11月				備考付年月日(原図)	昭和61年3月20日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月20日
旭川地方法務局

請求番号：32-1
(1/2)

登記官

本図面はA3をA4に
縮小したものである

公図写し

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月20日 旭川地方方法務局

旭川地方検察局

謝子建

4
 10
 15
 20
 25
 30

土地	土地積	所在地	圖	圖
上				

335 - 33	④ - 97
	至 - 101

阳江市永昌泰, 6月1日

土地の所在	昭和48年10月26日			作製者	
昭和48年10月26日				申請人	

旭川市東広島第6丁目

Diagram details: The plot is a rectangle with a total width of 24.066 and a total length of 10.909. It is divided into several sections with dimensions and area calculations (e.g., 335-33, 335-37, 335-38, 335-39, 335-40, 335-41, 335-42, 335-43, 335-44, 335-45, 335-46, 335-47, 335-48, 335-49, 335-50, 335-51, 335-52, 335-53, 335-54, 335-55, 335-56, 335-57, 335-58, 335-59, 335-60, 335-61, 335-62, 335-63, 335-64, 335-65, 335-66, 335-67, 335-68, 335-69, 335-70, 335-71, 335-72, 335-73, 335-74, 335-75, 335-76, 335-77, 335-78, 335-79, 335-80, 335-81, 335-82, 335-83, 335-84, 335-85, 335-86, 335-87, 335-88, 335-89, 335-90, 335-91, 335-92, 335-93, 335-94, 335-95, 335-96, 335-97, 335-98, 335-99, 335-100, 335-101, 335-102, 335-103, 335-104, 335-105, 335-106, 335-107, 335-108, 335-109, 335-110, 335-111, 335-112, 335-113, 335-114, 335-115, 335-116, 335-117, 335-118, 335-119, 335-120, 335-121, 335-122, 335-123, 335-124, 335-125, 335-126, 335-127, 335-128, 335-129, 335-130, 335-131, 335-132, 335-133, 335-134, 335-135, 335-136, 335-137, 335-138, 335-139, 335-140, 335-141, 335-142, 335-143, 335-144, 335-145, 335-146, 335-147, 335-148, 335-149, 335-150, 335-151, 335-152, 335-153, 335-154, 335-155, 335-156, 335-157, 335-158, 335-159, 335-160, 335-161, 335-162, 335-163, 335-164, 335-165, 335-166, 335-167, 335-168, 335-169, 335-170, 335-171, 335-172, 335-173, 335-174, 335-175, 335-176, 335-177, 335-178, 335-179, 335-180, 335-181, 335-182, 335-183, 335-184, 335-185, 335-186, 335-187, 335-188, 335-189, 335-190, 335-191, 335-192, 335-193, 335-194, 335-195, 335-196, 335-197, 335-198, 335-199, 335-200, 335-201, 335-202, 335-203, 335-204, 335-205, 335-206, 335-207, 335-208, 335-209, 335-210, 335-211, 335-212, 335-213, 335-214, 335-215, 335-216, 335-217, 335-218, 335-219, 335-220, 335-221, 335-222, 335-223, 335-224, 335-225, 335-226, 335-227, 335-228, 335-229, 335-230, 335-231, 335-232, 335-233, 335-234, 335-235, 335-236, 335-237, 335-238, 335-239, 335-240, 335-241, 335-242, 335-243, 335-244, 335-245, 335-246, 335-247, 335-248, 335-249, 335-250, 335-251, 335-252, 335-253, 335-254, 335-255, 335-256, 335-257, 335-258, 335-259, 335-260, 335-261, 335-262, 335-263, 335-264, 335-265, 335-266, 335-267, 335-268, 335-269, 335-270, 335-271, 335-272, 335-273, 335-274, 335-275, 335-276, 335-277, 335-278, 335-279, 335-280, 335-281, 335-282, 335-283, 335-284, 335-285, 335-286, 335-287, 335-288, 335-289, 335-290, 335-291, 335-292, 335-293, 335-294, 335-295, 335-296, 335-297, 335-298, 335-299, 335-300, 335-301, 335-302, 335-303, 335-304, 335-305, 335-306, 335-307, 335-308, 335-309, 335-310, 335-311, 335-312, 335-313, 335-314, 335-315, 335-316, 335-317, 335-318, 335-319, 335-320, 335-321, 335-322, 335-323, 335-324, 335-325, 335-326, 335-327, 335-328, 335-329, 335-330, 335-331, 335-332, 335-333, 335-334, 335-335, 335-336, 335-337, 335-338, 335-339, 335-340, 335-341, 335-342, 335-343, 335-344, 335-345, 335-346, 335-347, 335-348, 335-349, 335-350, 335-351, 335-352, 335-353, 335-354, 335-355, 335-356, 335-357, 335-358, 335-359, 335-360, 335-361, 335-362, 335-363, 335-364, 335-365, 335-366, 335-367, 335-368, 335-369, 335-370, 335-371, 335-372, 335-373, 335-374, 335-375, 335-376, 335-377, 335-378, 335-379, 335-380, 335-381, 335-382, 335-383, 335-384, 335-385, 335-386, 335-387, 335-388, 335-389, 335-390, 335-391, 335-392, 335-393, 335-394, 335-395, 335-396, 335-397, 335-398, 335-399, 335-400, 335-401, 335-402, 335-403, 335-404, 335-405, 335-406, 335-407, 335-408, 335-409, 335-410, 335-411, 335-412, 335-413, 335-414, 335-415, 335-416, 335-417, 335-418, 335-419, 335-420, 335-421, 335-422, 335-423, 335-424, 335-425, 335-426, 335-427, 335-428, 335-429, 335-430, 335-431, 335-432, 335-433, 335-434, 335-435, 335-436, 335-437, 335-438, 335-439, 335-440, 335-441, 335-442, 335-443, 335-444, 335-445, 335-446, 335-447, 335-448, 335-449, 335-450, 335-451, 335-452, 335-453, 335-454, 335-455, 335-456, 335-457, 335-458, 335-459, 335-46

(日本)土地家屋調査士連合会(地)

948,215

本図面はA3をA4に縮小したものである

地積測量図

請求番号：32-2

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月20日 旭川地方法務局

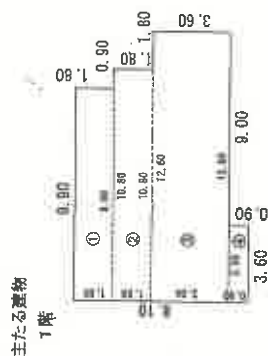
旭川地方方法務局

登記室

各階平面圖
各階剖面圖

家屋番 号 335番101

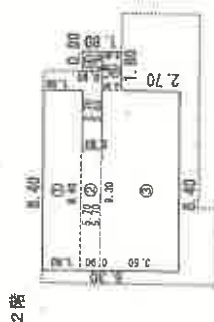
旭川市末広六条六丁目335番地101 建物の所在



概
供

①	9,900	×	1,800	=	17,820,000
②	10,800	×	1,800	=	19,440,000
③	12,800	×	3,600	=	46,080,000
④	3,600	×	0,900	=	3,240,000
					計

1 階 85.86 ㎡



率
長

①	9,400	×	1,800	=	15,120,000
②	5,700	×	9,900	=	5,130,000
③	8,400	×	3,800	=	30,240,000
④	9,900	×	9,900	=	9,810,000
⑤	1,800	×	9,900	=	1,620,000

2 樓 52.92 m

符号 1 附属建物



寒 秋

①	6.200	×	8.600	53.320000
	符号1		附属建物	53.32 m

符号 1 房屋建筑物

著成作

(平成24年 6月)

申請人



250

(平成24年 6月)

縮尺

惠州土地房屋調查委員會一月刊

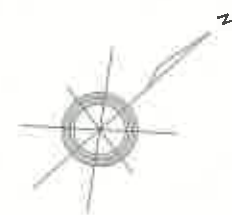
11-5 No 002758

本図面はA3をA4に縮小したものである

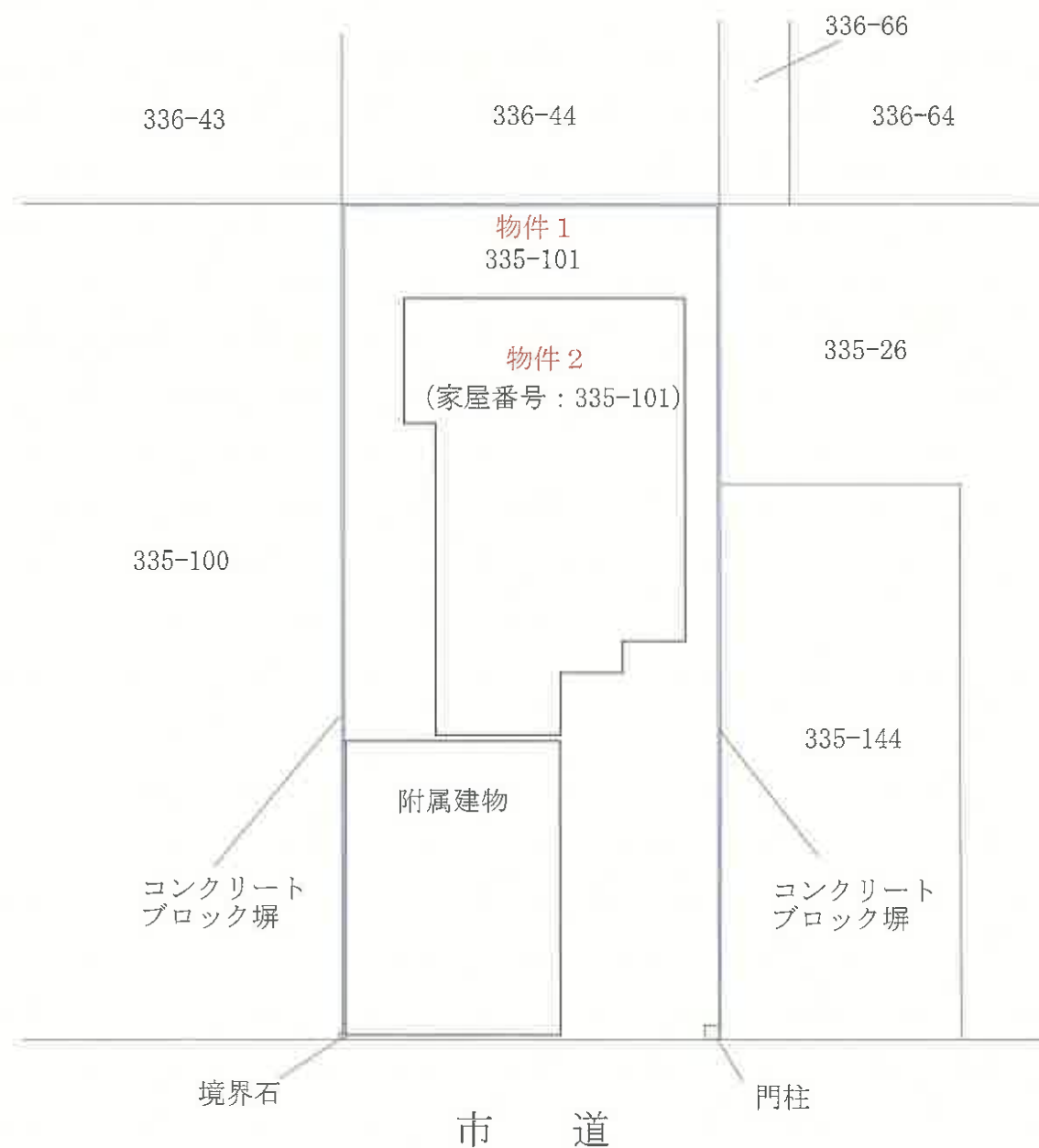
建筑物図面・各階平面図・写し

請求番号: 32-3

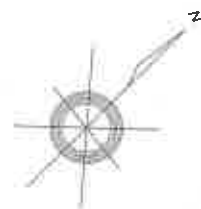
土地建物位置関係図



約1 : 200



建 物 間 取 図



約1 : 100



1 階



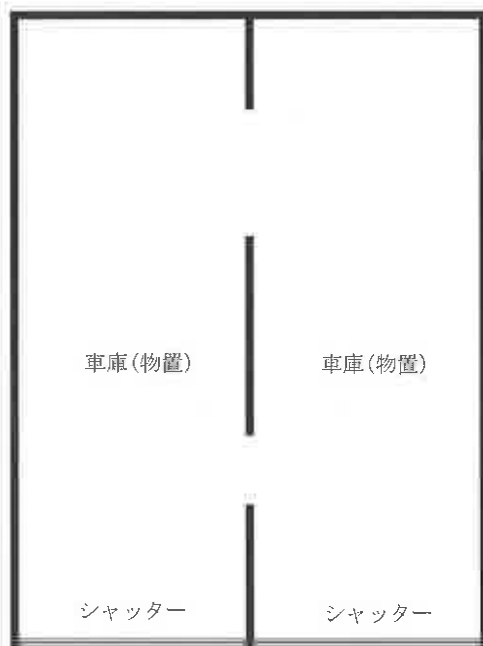
増床部分

2 階

建 物 間 取 図



約1:100



附属建物